七　飯　町

議会だより

No.198
平成29年8月

第2回定例会　七飯町道の駅設置及び管理に関する条例を可決

平成２９年第２回定例会は、６月１９日に招集され、会期を２１日までの３日間と決め開催されました。

経済産業常任委員会に付託されていた「七飯町道の駅設置及び管理に関する条例」の制定、平成２９年度一般会計及び国民健康保険特別会計補正など議案１１件、報告２件、同意１５件、合計２８件を審議しました。

一般質問では５人の議員が質問に立ち、町政に対する理事者の考えを質したほか、議員提出議案として国、関係機関へ要請する意見書２件を審議し、原案どおり可決されました。

審議結果

区分		結果	番号	議件名等	継続審査・調査・その他
議案	条例制定	修正可決	議案第28号	七飯町道の駅設置及び管理に関する条例の制定について	経済産業常任委員会報告
	その他	同意	同意第 1号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	
		同意	同意第 2号	農業委員会委員の任命について	
		同意	同意第 3号	農業委員会委員の任命について	
		同意	同意第 4号	農業委員会委員の任命について	
		同意	同意第 5号	農業委員会委員の任命について	
		同意	同意第 6号	農業委員会委員の任命について	
		同意	同意第 7号	農業委員会委員の任命について	
		同意	同意第 8号	農業委員会委員の任命について	
		同意	同意第 9号	農業委員会委員の任命について	
		同意	同意第10号	農業委員会委員の任命について	
		同意	同意第11号	農業委員会委員の任命について	
		同意	同意第12号	農業委員会委員の任命について	
		同意	同意第13号	農業委員会委員の任命について	
		同意	同意第14号	農業委員会委員の任命について	
		同意	同意第15号	農業委員会委員の任命について	
	条例制定		議案第34号	七飯町水防センター条例の制定について	経済産業常任委員会へ付託
	条例改正	撤回	議案第35号	七飯町表彰条例の一部改正について	
		◎	議案第36号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	
		◎	議案第37号	七飯町税条例の一部改正について	
			議案第38号	七飯町墓地条例の一部改正について	民生文教常任委員会へ付託
	その他	◎	議案第39号	財産の交換について	
		○	議案第40号	道の駅新築建築主体工事請負契約について	
		○	議案第41号	道の駅新築電気設備工事請負契約について	
		○	議案第42号	道の駅新築機械設備工事請負契約について	
	補正予算	○	議案第43号	平成29年度七飯町一般会計補正予算（第3号）	
		◎	議案第44号	平成29年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
	その他	報告済	報告第 4号	平成28年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について	
		報告済	報告第 5号	繰越明許費繰越計算書について	
	意見書等	◎	発議案第5号	地方財政の充実・強化を求める意見書	
		○	発議案第6号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	
その他		報告済		出納検査報告	
		承認		閉会中の委員会活動の承認について	

◎＝全員一致で可決　○＝賛成多数で可決　●＝賛成少数で否決　×＝賛成なしで否決

減らそうゴミ！

主な内容

◇審議して決まったこと…… P.23
◇一般質問…… P.25
◇議案審査の結果報告 …… P.27
◇監査報告…… P.29
◇出席状況一覧表 …… P.29

平成29年第2回定例会

審議して決まったこと

条例制定

◆七飯町道の駅設置及び管理に関する条例

「七飯町道の駅設置及び管理に関する条例」の制定については、経済産業常任委員会より、その審査結果の報告書が提出され、全員一致で修正可決した。

平成30年1月1日施行

（報告書は27ページに掲載）

◆七飯町水防センター条例

水害その他の災害に備えるための「七飯町水防センター条例」の制定については、経済産業常任委員会に付託し、慎重を期すため閉会中の継続審査とした。

条例改正

◆職員の育児休業等に関する条例の一部改正

人事院規則の改正に伴い、育児休業及び育児短時間勤務に係る要件の緩和を行うための改正。

公布の日から施行

◆七飯町税条例の一部改正

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正、都市緑地法等の一部改正に伴う規定の整備。固定資産税のわがまち特例の新設による割合を定める規定等によるもの。

公付の日から施行

◆七飯町墓地条例の一部改正

合同納骨塚の設置及び使用料の規定の追加に関する「七飯町墓地条例の一部改正」については、民生文教常任委員会に付託し、慎重を期すため閉会中の継続審査とした。

補正予算

◆平成29年度七飯町一般会計補正予算（第3号）

峠下8号線久根別川橋支障物件移転補償費、道の駅指定管理料等、歳入歳出それぞれ4千248万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を125億4千327万2千円とした。

◆平成29年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金等、歳入歳出それぞれ703万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を43億5千903万1千円とした。

人事

◆固定資産評価審査委員会委員の選任について

任期満了となる左記の者を再び選任することに同意。

氏名　森　忠昭（67歳）
住所　大沼町206番地

◆農業委員会委員の任命について

農業委員会等に関する法律の規定に基づき、左記の者を農業委員会委員に任命することに同意。

○氏名　野澤博幸（53歳）
住所　上藤城414番地の3
○氏名　杉村久悦（65歳）
住所　大川10丁目334番地
○氏名　神　秀子（60歳）
住所　鶴野67番地
○氏名　澤田雄一（62歳）
住所　中島167番地4
○氏名　小坂寛和（43歳）
住所　飯田町55番地3
○氏名　小澤大栄（43歳）
住所　峠下330番地2
○氏名　池田泰久（58歳）
住所　上軍川629番地の10
○氏名　宮本　猛（62歳）
住所　大中山1丁目6番20号
○氏名　芦野　茂（53歳）
住所　大中山4丁目192番地
○氏名　平野博章（52歳）
住所　大川8丁目279番地3
○氏名　宮田　学（56歳）
住所　鳴川1丁目4番7号
○氏名　久保田隆博（66歳）
住所　軍川527番地の2
○氏名　山川　明（58歳）
住所　大沼町628番地
○氏名　宮後英子（64歳）
住所　鳴川3丁目10番1号

報告

◆平成28年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業報告及び決算報告について

◆繰越明許費繰越計算書について

その他

◆道の駅新築建築主体工事請負契約について

▽契約の方法
地域限定型一般競争入札
▽契約金額
2億8千188万円
▽契約の相手方
カワマタ・東商特定建設工事共同企業体

◆道の駅新築電気設備工事請負契約について

▽契約の方法
地域限定型一般競争入札
▽契約金額
7千41万6千円
▽契約の相手方
樺電・松田・三木特定建設工事共同企業体

◆道の駅新築機械設備工事請負契約について

▽契約の方法
地域限定型一般競争入札
▽契約金額
9千450万円
▽契約の相手方
青函・久慈・石岡特定建設工事共同企業体

◆財産の交換について

古い除雪グレーダーを下取りにして、新しい除雪グレーダーを購入。

▽交換による差額
2千743万2千円
▽契約の方法
指名競争入札（物品交換契約）
▽契約の相手方
コマツ建機販売株式会社北海道カンパニー函館支店

◆閉会中の委員会活動の承認について

発議案

議員提出議案として意見書2件を可決し、要望事項として各関係者に送付した。

【意見書】
◎地方財政の充実・強化を求める意見書
◎林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

増やそう資源！

平成29年第1回臨時会
5月18日

補正予算

◆平成29年度七飯町一般会計補正予算（第2号）

経営体育成支援事業及び、担い手確保・経営強化支援事業に係る、今年度の補助金分配が決定したことにより、歳入歳出それぞれ1億35万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を125億78万6千円とした。

◆平成29年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

繰上充用金等、歳入歳出それぞれに8千700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億5千200万円とした。

報告

◆町議会の委任による専決処分の報告について

（損害賠償の額を定めることについて）

職員が業務のため公用車で走行中、赤信号で停止しようとした際に、前方に停止していた被害車両に接触し破損させたものを賠償する。

▽損害賠償額
43万4千819円

◆町議会の委任による専決処分の報告について

（平成29年度七飯町一般会計補正予算（第1号））

損害賠償に係る損害賠償金として歳入歳出それぞれ43万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億43万5千円とした。

その他

◆専決処分の承認を求めることについて

（七飯町税条例の一部改正）

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う規定の整備。

平成29年4月1日施行

◆専決処分の承認を求めることについて

（七飯町国民健康保険税条例の一部改正）

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、軽減の対象となる世帯の判定所得の引き上げを行う改正。

平成29年4月1日施行

◆専決処分の承認を求めることについて

（平成28年度七飯町一般会計補正予算（第14号））

平成28年度事業確定による変更

▽繰越明許費補正（変更）

大中山小学校建替事業

変更前　6億9千177万8千円

変更後　7億1千984万8千円

◆大中山小学校校舎北棟改築建築主体工事請負契約の一部変更について

▽契約金額

変更前　10億7千892万円

変更後　10億8千561万6千円

▽変更理由

設計変更により増額変更する。

◆大中山小学校校舎北棟改築電気設備工事その2請負契約の一部変更について

▽契約金額

変更前　6千550万2千円

変更後　6千586万9千200円

▽変更理由

設計変更により増額変更する。

発議案

平松俊一議員に対する動議が提出され、記名投票により左記のとおり可決した。

（全文を掲載）

議員辞職勧告決議

平松俊一議員は、一個人としてではなく七飯町議会議員という公人の立場で近隣7町の町長と面談の約束をとり、平成29年4月7日に、近隣7町の町長に七飯町議会議員の名刺を差し出して面談を行った。

面談の内容は、大きく分けて「自伐型林業について」「はこだて国際民族芸術祭について」「使用済み核燃料の処理と原子力発電炉の廃炉にむけて」の3点であったが、事前に各町長にお知らせしていたのは対談が容易な最初の2点で、問題となるのは3点目の「使用済み核燃料の処理と原子力発電炉の廃炉にむけて」についてであり、事前のお知らせがなされていない状況での訪問であった。

現在、国は使用済み核燃料の最終処分地を模索しており、今年の夏にも処分地にふさわしい地域をマップに提示し公表する作業を進めているが、近年、原子力に対する世論の厳しい見方を考慮し、処分地のマップ提示が見通せない状況下にある。

また、使用済み核燃料の処理問題については、北海道においても「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」で、特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いと宣言している。

道内の各自治体もこの北海道の条例を遵守していく立場は当然である。

これらのことにもかかわらず平松俊一議員は、七飯町は国の使用済み核燃料の最終処分地の選定条件に見合わない見解を示したうえで、おこがましくも、国民の大多数が反対している「使用済み核燃料の最終処分地」の選定地に向けて「渡島西部地区が一体となり国と協議を行うことを検討してみてはどうか」と、他町に働きかける言動や行為は、あたかも七飯町議会全体の総意であるかのように誤解を招くものである。

また、各自治体が考えるべき権限に踏み込んだ越権行為であることは明白である。

このことは、七飯町議会の品位を著しく低下させた行動であり、七飯町議会基本条例（以下「条例」という。）第2条（議会及び議員の責務）及び第4条（議員の活動の原則）から大きく逸脱するものである。

また平松俊一議員は、自身が顧問を務める函館の建設会社に原子力発電環境整備機構の職員を招いて開く勉強会への参加を各自治体に勧めた行為は、議員の立場を利用した民間企業への口利きとも受け取られる行為であり、条例第21条に定めた政治倫理に大きく欠け、自己の地位を不正に行使したと言っても過言ではなく、その行為は極めて遺憾である。

これらの行為は、町民の負託を受けた議会への信頼と品位を著しく傷つけるものであり、政治的、道義的責任は免れるものではない。

よって本議会は、平松俊一議員に対して自らの責任を痛感し、速やかに議員を辞職するようここに勧告する。

以上決議する。

平成29年5月18日

七飯町議会

◆採決の方法

記名投票による採決

◆採決の結果

賛成14票、反対2票により可決

○賛成者

横田　有一・川村　主税
畑中　静一・中島　勝也
佐野　史人・木下　敏
青山　金助・長谷川生人
川上　弘一・池田　誠悦
坂本　繁・中川　友規
田村　敏郎・神﨑　和枝

○反対者

小松　義光・上野　武彦

減らそうゴミ！

辞職勧告決議とは

議会において、不祥事などを起こした構成員に対し、組織としてあるまじき行為であり、身分に相応しくないとして、議員辞職を促すために行う意思表示。

ただし、法的強制力がないため、勧告に従う必要はない。

記名投票とは

投票用紙に投票者の氏名を記入することを要求する投票制度。

各議員の責任を明確にするために行われる。

第2回定例会の会議録は、8月下旬以降に議会事務局で閲覧することができます。

一般質問の原稿は、質問者が要約して掲載しています。

増やそう資源！

Q 明年行われる町長選挙の4選出馬はどうなのか

A 4選出馬を決意。新幹線効果を享受し、賑わいのある町を創る!!

畑中静一議員

中宮町長は平成30年4月16日に3期目の任期満了を迎えます。町政に関心を抱く、七飯を愛する多くの町民から、3期にわたる実績を評価し、続投を期待する声が聴かれ、去就について気をもまれています。一方、収支のバランスが取れない赤字財政に陥る。福祉サービスが滞る。税金が高くなるなどの不安をあおる町民も存在する中ではあるが、4選への出馬に対しどのように考えているか伺いたい。

【町長】

平成18年3月に町長選挙で初当選して以来、お蔭様で3期12年を迎えることとなりました。

私自身1期目から常に心がけていることがあります。それは1期4年で成果を出す。出せない場合は出処進退は潔くと言う事であります。このことからいつも不退転の気持ちで町政執行に全身全霊を傾けて参りました。

ハード事業については特に任期後半で実施を決断した消防庁舎、給食センターの改築、大中山小学校の改築、七飯小学校の耐震化工事や全町における街灯のLED化は、財政的にも大きな負担を生じましたが、町民や子供たちの安全・安心を確保する上で的確な判断であったと確信しております。

ソフト事業についても18歳までの医療費の無料化や病児保育の実施、学習支援員の配置は多くの子育て世代から評価を頂いております。

ただ課題もあります。七飯町も少子高齢化と相まって人口が減少傾向に転じてきております。また厳しい財政状況をどうするのか、といった課題や来年3月にオープンする予定の「道の駅」に対する批判もあります。

こうした状況を踏まえた時に今ある課題に対してきちんとした対策をとること、そして自らの責任で実施した事業を軌道に乗せること、これを私自身の手でやること、そのことが責任を果たすことだと言う思いであります。そうした矢先に今回、4選出馬の考えを問われたところであり、4期目の出馬について逡巡しておりましたが、この度出馬を決断させて頂きました。町民の安全、安心を確保して総合車輌基地や道の駅をはじめとして、新幹線効果を持続的に享受するための施策を着実に実行し、賑わいのある町を創り、少子化対策をしっかり行って参りたいと考えております。

Q 子ども・若者育成支援推進法について

A 関係機関と連携を深め対処してまいりたい

平松俊一議員

平成21年成立したこの法律は、不登校児童や、いわゆる引きこもりやニートと呼ばれている若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえて、子ども・若者の育成支援施策を推進するために作られたものである。

このなかで第四条（地方公共団体の責務）では「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と記載されているが、当町の取り組みと「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」の中から、「中学校卒業後の支援」と「教育委員会の取組の充実」について現状を伺いたい。

【子育て健康支援課長】

引きこもり者の実数は把握していないが、年間数件の相談が保健センターへ家族等から寄せられており、町の保健師が相談対応している。内容によっては北海道や家族会・若者サポートステーション等の関係機関と連携して対応している。

【民生部長】

引きこもり者に対する支援については関係課や国、道、関係機関と連携し、今後も引き続き対応してまいりたい。

【学校教育課長】

不登校児童に対しては学校側との連携を密にして早期発見・早期対応に努め、早い段階での復帰を目指している。中学校卒業後の支援は、国・自治体・保護者の子どもに対して教育を受けさせる義務、いわゆる義務教育期間がその後の進学や就労に影響するため、各関係機関と連携を取って取り組む。

【教育長】

義務教育期間中に終了後の生きる力を身につけさせるように校長会・教頭会を中心に町全体で進めている。教員の資質向上は不登校への適切な取り組みに資するが、道教委が行う研修などで行われ、町全体でも進めている。教員増は難しいが、楽しい学校創りを目指し進めてゆく。小中一貫校として義務教育学校は検討する値があるが、公民共営の、いわゆるフリースクールは現在のところ考えていない。

Q 大中山小学校のバイオマスボイラーについて

木質バイオマスボイラーの補助制度を利用する際、冬季だけの利用でも申請が認められるのか、あるいは会計検査院から指摘されることはないのか。また、燃料となるチップ材の調達に関して学校林や町有林はどのようになっているのか。

【学校教育課長】

木質バイオマスボイラーの導入に向けた補助制度の申請は既に行っている。その際には、議員ご指摘のような事は言われていない。

燃料としての木材チップは、町内で調達するが、現在活用されていない学校林を廃止し、町有林とする。その上で他の町有林と合わせて資源の有効活用を図る。

Q 水防センターと座禅草の群生を生かした憩いの場の整備を

A 飯田町の町道取り付けのために移植したものである

田村敏郎議員

以前、飯田町の新幹線建設計画地に群生していた座禅草を町民有志、鉄道・運輸機構北海道新幹線建設局、そして役場新幹線まちづくり課が連携し、移植保全した。

国内では宮城県、栃木県が絶滅保護対象ランクになっており、町は座禅草を貴重な植物と理解をしているか。

移植されたまま、10年経過した今、移植した場所を示す看板も倒れ、付近も伐採され湿地帯も狭まった感がある。町はこのまま放置しておくのか。

私は、町が率先して自然保護を推し進めたり、積極的に民間等の活動を支援する取り組みが求められている昨今ではないかと思うが、それについてどういう見解を持っているのか。

全国的に座禅草の名所が17ヶ所あり、座禅草祭りも開催されている。

そこで、次代を担う子供たちのためにも、水防センターの屋上の円形展望台、館内の鉄道展示ブース、車両基地、そして絶滅が危惧される小動物や座禅草の群生を保全し、一帯を町民憩いの場として整備する考えはないか。

【政策推進課長】

座禅草の群生は4地点確認している。町道の付替え用地に一部がかかり、その消失割合が全体の14％に当たり、これを移植することとし、地権者、保護団体に了解を得ている。

宮城県、栃木県は絶滅保護対象種に位置付けられているが、北海道の対象になっていない。

今後、減少することが予想されることや七飯町に貴重な群生が存在していることから保護保全が必要と判断し移植した。

その後、座禅草は当初からある群生地中心に生育しており、この土地が自然に生息してきた良好な環境であることを認識し、地権者、保護団体、関係各位の協力を願いたい。

【経済部長】

平成20年に移植し、この間積極的に保護してこなかった。移植は、町道を付替えるために移植した。3、4年経過を見てきた。

移植先は民有地で承諾は取っているが、所有者が積極的な保全は考えていないのが問題だ。

町としては現状のままでの保全がいいのではないかと考えている。

水防センターとセットとしての整備は考えていない。

座禅草は自然由来でその土地に生えているのでその環境を変えないようにしたい。

町としては、もともとあるところを保全したいという考えである。

座禅草

Q 新入学児童生徒の入学準備金は入学前に支給を

A 支給時期を繰り上げて実施していく方向で検討しております

上野武彦議員

就学援助は、憲法26条の「教育を受ける権利」「義務教育の原則」に基づく制度となっており、学校教育法第19条では「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」としている。

就学援助のうち、学用品費等入学準備金については、入学後の5～7月に支給されるのが実態で、就学前に実施している自治体は増えてはいるが、まだ一部にとどまっている。そうした中で文部科学省は「平成27年要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について」とする通達を出し、児童生徒が援助を必要とする時期に速やかに支給することが出来るよう配慮を求めている。

そこで以下の点について伺いたい。

①七飯町内の小、中学校の就学援助の対象となる要保護、準要保護の児童生徒の数と割合などの実態について

②就学援助のうち、新入学の児童生徒の学用品等入学準備金について、小学校、中学校の要保護、および準要保護者への支給時期や金額の実態と支給時期の改善について

【学校教育課長】

平成29年度当初の小学校の要保護、準要保護の児童の合計は227名、16．2％で、中学校の要保護、準要保護の生徒の合計は156名、20．9％で小、中合計では383名、17．9％となっている。

また、小学校の新入学児童の入学準備金は、40，600円で、中学校の新入学生徒の入学準備金は47，400円となっており、支給時期については、要保護については3月1日、準要保護については6月上旬となっている。

【教育長】

準要保護に関しては前年の所得の確定後ということで、6月の実施としているが、保護者や学校からの要望もあり、また町長からの指示も受けていることから支給時期の繰り上げを検討している。

現在前々年の所得をベースにして支給したいと考えており、なるべく早い段階で制度設計をした上で議会に提示したい。

【再質問】

七飯町の要保護および準要保護の実施に関する要綱は平成5年交付で非常に古く、改正されていないので現在文部科学省が補助の対象としている項目、体育実技用具費、通学費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費などが欠落しており対応が遅れているが改善について

【教育長】

学用品等入学準備金とあわせて修学旅行費の支給時期についても検討しており、要綱も含め早く修正できるものは随時修正をしたいと考えている。

その他、「道の駅建設問題」について質問している。

減らそうゴミ！

増やそう資源！

Q 小規模企業振興基本法に基づいた条例を制定するべきではないか
A なるべく早い時期に条例を制定できるように努力していく

中川友規議員

国は平成26年6月27日に、51年前に制定された『中小企業基本法』に次いで戦後2本目となる経済産業省の閣法としての基本法を、『小規模企業振興基本法』として公布・施行した。基本法では商工会や商工会議所等の支援機関、国、地方公共団体が一丸となって、総合的、戦略的、計画的に小規模企業の振興に資する施策を継続実施していくために、支援体制の環境も整備し、事業の持続的な発展を力強く応援し、地域に密着する小規模事業者を活性化させ、成長する小規模企業を更に躍動させるとしている。

そのために、画一的な経済政策ではなく、地域を主体としたオンリーワン政策、地方から景気を押し上げていくなど、一つひとつ実直に取り組み、力強く推し進めて行くべきだと考える。

道内企業数の約9割を占める小規模企業は、地域経済の活性化や雇用の創出に重要な役割を担っているが、人口減少に伴う需要の減退や後継の不在などにより、その取り巻く環境は厳しい状況にある。

北海道は、小規模企業の重要性に鑑み、国や道、市町村、商工団体など全ての関係者が危機感を共有し、経済社会情勢の変化に的確に対応しながら、一体となって地域の小規模企業の持続的な発展を図り、地域経済の活性化と安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与するため、この条例を制定し、平成28年4月1日から施行している。

七飯町では新幹線も開業し、JR関連の企業等でいい影響として経済が動いている状態である。今後道の駅の開業も控えており、人の流れも変わってくる。今度は地元企業の意欲を高めるべきで、そのためには小規模企業振興基本法は凄く大事なもので、地元企業に対して後押しになる、新幹線開業から道の駅の開業、今度は地元の企業を元気にさせる、そういう意味では条例制定するにはタイミングがいいと思うがどう考えているか。

【町長】

町内にも、小規模企業がたくさんいる中で、活性化させるのは本当に大事なことだ。

例えば小規模企業が300社あったとしたら、これが活性化した折には、仮に1社が一人事務員を増やすとしたら、300人の雇用の場につながっていく。そういう意味では、小規模企業の活性化は極めて重要だと思う。

他の町でも条例制定しており、本当の意味での小規模企業のための条例を十分研究しながら、七飯町の地域、実情に合った、そんな条例を、道の駅も開業するので、それに合わせて小規模企業が活性化できるような条例を目指して、なるべく早い時期に制定できるように努力していく。

議案審査の結果報告

平成29年3月22日第1回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について、審査した結果を下記のとおり報告する。

経済産業

1．事件名

議案第28号　七飯町道の駅設置及び管理に関する条例の制定について

2．審査の経過

平成29年3月29日、4月7日、14日、5月9日、6月12日の5日間、委員会を開催し、経済部長、商工観光課長、都市住宅課長、商工観光課参事、都市住宅課参事の出席を求めて審査及び現地調査を行った。

3．決定及び理由

◇決　定　修正可決

◇修正内容

第2条中名称の項「（仮称）道の駅ななえ」を「道の駅　ななえ・ないろ」に改める。

◇理　由

当委員会に付託された七飯町道の駅設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）は、平成30年3月に開業予定の七飯町道の駅について、施設運営の趣旨、施設内容等を定め、七飯町道の駅の適正かつ効率的な運営を目的に本条例を制定しようとするものである。

第1条には、設置の趣旨を定め、七飯町の産業、観光、文化等の発展及び防災機能の充実に寄与するとしている。

第2条には、名称及び位置を定め、名称については仮称としており、3月29日に開催する七飯町「道の駅」名称等選定委員会（以下「選定委員会」という。）において正式名称を決定するとしている。

第3条には、道の駅に置く施設を定め、付帯施設を含め8つの施設を置くとしている。

第4条には、事業を定め、道の駅で行う基本的な事業を5項目としている。

第5条には、指定管理者による管理を定め、地方自治法に定める指定管理者に管理を行わせるとしている。

第6条には、指定管理者が行う業務の範囲を定め、第4条に規定している事業に係る業務のほか、施設利用の許可や利用料金の収納に関する業務、維持管理等を行うとしている。

第7条には、休館日及び開館時間を定め、休館日は12月31日から翌年の1月3日までとし、開館時間は午前9時から午後6時までとしている。

第8条には、利用の許可を定め、指定管理者は許可をする場合において、管理上必要な条件を付すことができるとしている。

第9条には、利用の不許可を定め、道の駅の設置の目的に反する場合、公共の秩序を乱す等のおそれがある場合、施設等を損傷するおそれがある場合などとしている。

第10条には、変更の許可を定め、第８条において許可を受けた者が内容の変更をする場合には、指定管理者の許可を受けるものとしている。

第11条には、利用許可の取り消し等を定め、第８条において許可を受けた利用者の許可の取り消し、制限、停止をすることができるとしている。

第12条には、権利の譲渡等の禁止を定め、許可に対し権利の譲渡、転貸をしてはならないとしている。

第13条には、利用料金を定め、別表に定める利用料の収受、変更、還付、減免、納付期限について規定し、変更には町長の承認と告示が必要であり、還付及び減免は規則で定めるとしている。

第14条には、原状回復の義務を定め、利用者が施設利用の終了、又は利用の取り消しを受けたときは、原状に復することとしている。

第15条には、入場の制限を定め、管理運営上支障があると認められる者の入場の禁止、又は退場させることができるとしている。

第16条には、損害賠償を定め、故意または過失により施設等を損傷、滅失したときは、その損害を賠償しなければならないとし、やむを得ない特別な事情があると町長が認めたときは、この限りでないとしている。

第17条には、町長による管理を定め、直営での管理による場合の読み替え規定としている。

第18条には、委任を定め、施行に関し必要な事項を規則で定めるとしている。

附則には、施行期日を平成30年１月１日からとし、施行の日前においても準備行為を行うことができるとしている。

別表（第13条関係）に定める利用料は〈表１〉のとおりであり、金額は上限額として指定管理者が町長の承認を受けて定めることとしている。

施行規則に規定するものは、各様式の他、利用料の減免については、町及び町の機関が主催・共催する場合、又は町内に設置され公共性を有する団体がその目的に使用する場合は、利用料金の全額を、町長が特別の理由があると認めるときは、町長が認める額を減免することができるとしている。

また、利用料金の還付については、天災等で施設利用ができない場合は、利用料金の全額を還付することができるとしている。

〈表１〉別表（第13条関係）

区　分	金　額	備　考
屋内（テナント）	１平方メートル当たり４，０００円に税込売上金額に１００分の５を乗じて得た金額を加えた額	月額
屋内（その他）	１平方メートル当たり１８０円	日額
屋外	１平方メートル当たり８００円	日額

減らそうゴミ！

道の駅の名称については、町内に在住または在勤、在学の方を対象に平成29年３月１日から３月24日までの期間に募集を行った結果、総数177件の応募があり、３月29日に開催された選定委員会において、七飯の魅力はたくさんあることをアピールでき、「ななえ」を入れることで、七飯町をＰＲでき、響きもよいことを理由に、「～西洋式農法発祥の地～」を冠名称とし、「道の駅　ななえ・ななえ」を名称とすることを決定している。

施設の総面積は986．26㎡で、各スペースごとの面積は〈表２〉のとおりとなっている。

条例第13条第３項に規定する別表の利用料の算出根拠については、伊達市観光物産館条例、千歳市サーモンパーク条例、苫小牧ウトナイ交流センター条例、蘭越町ふるさとの丘直販センターの設置及び管理に関する条例、ニセコビュープラザ設置条例、木古内町観光交流センター設置及び管理に関する条例、道の駅しかべ間歇泉公園の設置及び管理に関する条例を参考にし、屋内（テナント）の１㎡あたり４，０００円（月額）は、建築費概算額を総床面積で除した金額を、１２０月（10年）で除した金額を基にし、屋内（その他）の１㎡あたり１８０円（日額）は、屋内（テナント）利用料を31日で除した額を基にしている。また、屋外の１㎡あたり８００円（日額）は、キッチンカー等の相場を１０，０００円（日額）とし、駐車場１台分の面積（12．5㎡）で除した額を基にしている。

参考とした道の駅の利用料の一覧は〈表３〉のとおりとなっている。

〈表２〉各スペースごとの面積

	用　途	面積(㎡)		用　途	面積(㎡)
1	男子トイレ	44.47	12	産直品・特産物売場	182.50
2	女子トイレ	61.59	13	地域交流スペース	56.36
3	倉庫（１）	9.00	14	セブンスリビング(キッズコーナー含む)	210.73
4	倉庫（２）	11.40	15	カフェキッチン	25.88
5	倉庫（３）	9.00	16	テナントキッチン（１）	23.69
6	倉庫（４）	5.95	17	テナントキッチン（２）	20.68
7	倉庫（５）	19.84	18	カフェキッチン食品庫	3.61
8	ゴミ庫	5.00	19	飲食コーナー用更衣室	2.85
9	野菜出品者用前室	12.10	20	カフェ・無料休憩スペース	64.14
10	管理事務所	37.11	21	飲食スペース	79.79
11	管理者用更衣・休憩室	7.15	22	その他(時間外トイレ、ホール等)	93.42
合　計					986.26

〈表３〉参考とした道の駅の利用料

名　称(道の駅)	利　用　料
だて歴史の杜	売上額 ×45％を上限
サーモンパーク千歳	売上額 ×40％と１坪１月 30,000 円を比較し、高い金額
ウトナイ湖	農産物：売上額 ×10％ 飲食物：売上額 ×25％
らんこし・ ふるさとの丘	１坪１日 5,230 円　　暖房料：賃料の 50％加算 営利目的：それぞれ２倍の額
ニセコビュープラザ	直売コーナー　１月：188,970 円
みそぎの郷きこない	交流広場：１時間 400 円(営業目的 2.5 倍) 冷暖房使用：３割増
しかべ間歇泉公園	物産販売施設売上額 ×３％

指定管理については、本条例制定後、速やかに公募を行い、7月に指定管理申請書の受付け、8月にヒアリングと選定結果の通知、9月に議会の承認後10月以降に開業準備にかかり1月から指定管理を開始する予定となっている。

委員からは指定管理者が決まってからも意見交換が必要ではないかという質疑に対し、今までも関係団体と意見交換を行ってきた結果は反映させており、指定管理者が決まってからも随時協議をし進めていくとの回答であった。

修正内容は、条例提案時点で仮称となっている道の駅の名称が、平成29年3月29日に開催された選定委員会において、名称を「ななえ」とすることに決定したことから、「(仮称)道の駅ななえ」を「道の駅ななえ」に修正するものである。

以上のことを留意のうえ、条例の内容を審査したところ、七飯町道の駅の適正かつ効率的な運営を目的に条例の制定をしようとするものであり、かつ、修正内容も公募の中から選定した名称であることを考慮し修正するもので、採決の結果、全員一致で修正可決すべきものと決定した。

監査報告

例月出納検査

一般会計、各特別会計、水道事業会計、歳入歳出外会計及び各基金に係る現金、預金等の出納保管状況を次のとおり検査した。

平成29年2月分を
3月28日、29日、30日、31日

平成29年3月分を
4月21日、24日、25日

平成29年4月分を
5月26日、29日、30日、31日

検査結果

現金、預金等の金額並びに提出された収支計算書その他の資料に記載された金額は、いずれも関係帳簿等の金額と一致し、計数上の誤りは認められなかった。

3月の検査日における水道事業会計の貯蔵品は台帳と在庫数が一致した。

監査委員

永田英利
横田有一

議会事務局からのお願い

議長あての文書は直接議会事務局へ送付して下さい。

議長あての文書や案内状は、日程の調整をする必要がありますので直接議会事務局にお送り下さい。

◇送り先　七飯町本町6丁目1番1号　七飯町議会議長　あて
◇電　話　65－5947(直通)

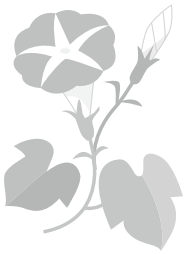

増やそう資源！

平成29年第3回定例会は9月6日(水)午前10時から開催を予定しています。

議会を傍聴しませんか。

役場1階ギャラリーでライブ中継しています。

議会では開かれた議会活動を目指して、多くの方々の傍聴を望んでいます。

平成29年　定例会・臨時会出席状況一覧表

	開会日	横田有一	川村主税	小松義光	上野武彦	平松俊一	畑中静一	中島勝也	佐野史人	木下敏	青山金助	長谷川生人	川上弘一	池田誠悦	坂本繁	中川友規	田村敏郎	神崎和枝	坂田邦彦
第1回臨時会	5月18日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2回定例会	6月19日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月20日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6月21日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※凡例　○= 出席、×= 欠席、△= 遅参・早退・中座、公 = 公務、忌 = 忌引